御所市障害者活躍推進計画

機関名	御所市、御所市議会、御所市監査委員、御所市農業委員会、御	
	所市選挙管理委員会、御所市教育委員会及び御所市水道事業	
任命権者	各機関の任命権者(職員の採用については、市長部局で一括採	
	用した上で行政委員会等へ出向を行っているため、連名での作	
	成とする。)	
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)	
御所市における障害者	令和元年度において、法定雇用率を充足している。引き続き法	
雇用に関する現状・課	定雇用率を充足させるため、障害者雇用の推進及び障害を持つ	
題	職員が職業生活において活躍することができる職場環境づく	
	りを推進するため、一層の体制整備や取り組みが必要である。	
目標		
①採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点)	
	(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上	
	※現状の法定雇用率: 2.5%以上(令和3年4月以降: 2.6%)	
	(参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.77%	
	(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理	
②定着に関する目標	障害のある職員について、不本意な離職者を極力生じさせな	
	い。	
	(評価方法)毎年、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1)組織面	○障害者雇用推進者として、人事課長を選任する。	
	○障害のある職員の職業生活全般についての相談、指導を行う	
	障害者職業生活相談員を選任し、組織としての人的サポート体	
	制を整備する。	
(2)人材面	障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)	
	全員について、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認	
	定講習を受講させる。	
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、	
	負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	
	○上司との人事評価面談等を通して、障害者と業務の適切なマ	
	ッチングができているかなどの点検を行い、必要に応じて検討	

	を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職場環境	○障害者職業生活相談員等への相談のほか、人事評価面談等の
	際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏ま
	えて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
	○障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範
	囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。
	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受け
	られること」といった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用
	を促進し、働きやすい環境を整える。
(4) その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施しながら、状況把握・体調配慮
	に努める。
	○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者
	をいう。) について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の
	整備等や通院への配慮、働き方等の取組を行うよう努める。
	○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつ
	つ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。